

保護者の皆様

練馬区立大泉第四小学校

校長 橋本 光生

通学路の一時変更について

薫風の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。また、ご家庭でのご指導をあわせてお願いいたします。

記

- 1 変更箇所等 (1) 登校時に使用している大四の森・プールに沿った通りを禁止とします。
(2) 進幼稚園側またはしたみち通りへ迂回してください。
(3) 使用する門は西門のみとなります。(現在の下校時と同様となります。)



- 2 期間 平成25年7月19日まで
なお、上記以前に変更を解除する場合はお知らせいたします。

- 3 事由 児童登校の安全確保のため

4 経緯

- (1) 平成25年5月24日(金)午前11時45分頃、竹の子憩いの森の樹木1本が通学路をふさぐ形で倒れた。倒木の処理は同日午後5時30分に完了したが、倒木により被害を受けた住宅のバルコニーが崩れる危険性があるため、同通学路の使用禁止の措置を取った。学校は同通路の通行止めについて児童に指導するとともに、27日(月)の登校時の通学路変更について地区班連絡網を通じて関係地区に知らせた。27日(月)の登校時は教員が同通路入口、したみち通り丸山東橋信号交差点にて通学指導を行った。
- (2) 5月27日(月)に練馬区環境部みどり推進課(竹の子憩いの森を管轄)、練馬区教育振興部施設給食課(大四の森を管轄)の職員が来校し、副校長が経緯の説明を受けた。その後、大四の森の樹木調査を行い、竹の子憩いの森と大四の森の樹木数本を伐採することとした。
- (3) 樹木伐採が完了するまで、同通学路の安全が十分に確保されない懸念があるため、学校として通学路の一時変更をすることとした。